

和歌山城における
ドローンショー及び
夜間の魅力向上イベント開催業務委託
プロポーザル実施要領

令和8年7月
和歌山市

1 募集の概要

(1) 名 称

この募集の名称は「和歌山城におけるドローンショー及び夜間の魅力向上イベント開催業務委託」とします。

(2) 目 的

本業務は和歌山城及びその周辺エリアにおける夜間の賑わい創出を図るとともに、ライトアップ事業「和歌山城～光の回廊～」の認知度向上、さらには、豊臣兄弟ゆかりの地としての歴史的価値に着目し、テレビ放映等の話題性を契機とした誘客促進及び地域ブランド力の強化を図ることを目的とする。

(3) 業務内容 別添仕様書のとおり

(4) 業務委託期間 契約締結日から令和9年3月31日まで

(5) 事務局

和歌山市 産業交流局 観光国際部 和歌山城整備企画課

「和歌山城におけるドローンショー及び夜間の魅力向上イベント開催業務委託」担当

所在地：和歌山市一番丁3番地 わかやま歴史館1階

電話／FAX：073-435-1044／073-435-1150

メールアドレス：wakayamajo@city.wakayama.lg.jp

(6) 受付時間

持参による書類等提出の受付は、午前9時から午後5時までとする。ただし、土曜日、日曜日、祝日は除く。郵送による書類等提出については、全て各期日までの必着とする。

(7) 日程

実施要領公表	：	令和8年7月 1日（水）
現地説明会	：	令和8年7月 8日（水）午後3時から
参加資格確認申請書受付	：	令和8年7月14日（火）午後5時まで
参加資格確認通知書送付	：	令和8年7月17日（金）（予定）
質問受付	：	令和8年7月27日（月）午後5時まで
企画提案書提出	：	令和8年7月28日（火）から 8月 6日（木）午後5時まで
一次審査	：	令和8年8月 7日（金）（予定）
一次審査結果通知	：	令和8年8月10日（月）（予定）
二次審査	：	令和8年8月19日（水）（予定）
結果通知	：	令和8年8月21日（金）（予定）
契約締結日	：	令和8年8月31日（月）（予定）

2 見積限度額（予定価格）

21,250,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※この金額は、和歌山市の支出限度額であり、総事業費は別途収支計画書により計上すること。

3 収支計画書の提出

本件委託業務については、和歌山市からの業務委託費のみによらず、協賛金等による収入を事業の収支計画書に記載し、事業費を計上することができるものとする。(和歌山市からの業務委託費以外の収入を計上する場合は、その収入に付随する業務(協賛金の募集等)については、提案者の業務とする。)

ただし、収入額が収支計画書に記載の金額を下回った場合も、本件委託業務は履行するものとし、和歌山市において追加の費用を支出しないことに留意すること。また、収入額が収支計画書に記載の金額を上回った場合は、本業務で実施するドローンショーの機体の追加や演出の拡充、関連イベントの実施等により、費用を還元すること。

よって、入場料など委託業務が完了するまで収益が確定しないイベントについては、事業への還元が困難なことから、委託業務として実施することを認めないこととする。

なお、和歌山城公園内及び周辺施設等において事業者の自主イベントとして委託業務とは別に入場料等を徴収するイベントを実施し、本委託業務におけるイベントの効果を相乗的に向上させるものの提案を拒むものではない。

4 現地説明会

- (1) 開催日時 : 令和8年7月8日(水) 午後3時から
- (2) 集合場所 : わかやま歴史館 3階 第1会議室
- (3) 説明内容 : 想定するドローンショーの離発着場所、観覧エリア、和歌山城公園のライトアップ事業(和歌山城～光の回廊～)の実施エリア、夜間の魅力向上イベント開催想定エリア等の説明。
- (4) 申込方法 : 必ず開催日の前日までに、電話またはメールで事務局までご連絡ください。メールの場合は、参加を承った旨の返信をいたします。返信がない場合は、開催日の前日の午後5時までに事務局まで必ず連絡してください。

※ 現地説明会に参加しない場合であっても、プロポーザルへの参加は可能です。

5 参加資格

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 調達契約を締結する能力を有しないこと。
 - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であること。
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者であること。
 - エ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められ、又は認められた日から2年を経過しないこと。
- (2) 次に掲げる税のいずれについても未納の額がないこと。
 - ア 市税(本市が賦課徴収するものに限る。)
 - イ 消費税及び地方消費税
 - ウ 所得税又は法人税

- (3) 実施要領の公表日から受託候補者特定の日までのいずれかの日において、和歌山市物品等調達業者指名停止要綱（平成5年5月1日制定）又は、和歌山市建設工事等指名停止基準（平成15年5月1日制定）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 前号に掲げる期間において、和歌山市が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成20年6月1日制定）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）があった者にあつては同法の規定による更生計画認可の決定（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）を受けた者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てがあった者にあつては同法の規定による再生計画認可の決定を受けている者であること。

6 プロポーザル参加資格確認申請書の作成及び提出

(1) 提出書類

ア 『プロポーザル参加資格確認申請書（様式1）』

イ 「5 参加資格（2）」に示す確認資料

(ア) 本市が賦課徴収する市税に未納の額がないことを証する書類

本市が賦課徴収する市税がある者は、和歌山市税に係る納税（完納）証明書を提出すること。なお、当該証明書については、契約に係る申請書及び確認資料の提出する日において発行後3か月を経過していないもので、原本又は写しのいずれかを提出すること。本市が賦課徴収する市税がない者は、別添交付書類の『市税課税無の報告及び市税の課税状況等調査承諾書（様式2）』を提出すること。

(イ) 消費税及び地方消費税並びに所得税、法人税に未納がないことを証する書類

納税地を所管する税務署が発行する納税証明書を提出すること。なお、当該証明書については、契約に係る申請書及び確認資料の提出する日において発行後3か月を経過していないもので、原本又は写しのいずれかを提出すること。

ウ 事業者の概要

(ア) 法人履歴事項全部証明書

当該証明書については、契約に係る申請書及び確認資料の提出する日において発行後3か月を経過していないもので、原本又は写しのいずれかを提出すること。

(イ) パンフレット等事業者の概要がわかるもの。

(ウ) その他

なお、和歌山市契約規則（平成15年規則第83号）の規定による競争入札参加有資格者名簿に登録されていないものにあつては、以下についてもあわせて提出すること。

・役員等調書及び照会承諾書（様式3）

・委任状及び使用印鑑届出書（様式4）

(2) 受付期間 : 令和8年7月14日（火）午後5時まで（必着）

(3) 提出場所 : 前記1（5）に同じ

(4) 提出方法 : 持参又は郵送（電送等による提出は受理しない。）

7 プロポーザル参加資格確認通知書の送付

提出されたプロポーザル参加資格確認申請書の確認を行い、結果を送付する。

送付予定日 : 令和8年7月17日(金)(予定)

8 質問の受付及び回答

(1) 受付期限 : 令和8年7月27日(月)午後5時まで(必着)

(2) 質問方法 : メールにより、質問書(様式5)を提出すること。質問方法以外の方法で提出された質問に対しては回答しない。

(3) 質問先 : 前記1(5)に同じ

(4) 回答方法 : 質問者に対してメールにより回答するとともに、和歌山市ホームページにより公表する。

9 企画提案書の提出

(1) 提出書類等

ア 企画提案書(様式6) 正本1部+副本9部(A4用紙)

イ 収支計画書(様式7) 正本1部+副本9部(A4用紙)

ウ 過去に実施したドローンショー及び夜間イベントの開催実績一覧(様式8)1部(A4用紙)

エ ウの開催実績を確認できる動画等のデータ(MP4又はWMV形式)を記録したDVD。画像の場合は1回につき10枚まで。

※動画等のうちそれぞれ1本に限り、全てのプレゼンテーション終了後に、参考として評価者による視聴を行いますので、視聴対象データのファイル名に「視聴用」と記載すること。

(例「●●ドローンショー_視聴用.mp4」「○○夜間イベント_視聴用.mp4」)

また、視聴対象の概要がわかる資料等もあれば併せて提出すること。

オ 電子データ 一式(上記ア～エの電子データ(PDF形式等)を保存したUSB等の記憶媒体)

※エの動画データを当該記憶媒体に格納できる場合は、DVD提出に代えることができる。

(2) 提出期間 : 令和8年7月28日(火)から8月6日(木)午後5時まで(必着)

(3) 提出場所 : 前記1(5)に同じ

(4) 提出方法 : 持参又は郵送(電送等による提出は受理しない。)

(5) 提出制限 : 企画提案書は、1事業者について1件を限度とする。

10 評価方法

本プロポーザルの評価は、次のとおりとする。

(1) 審査方針

審査は、本実施要領「11 評価基準及び配点」で示す評価基準に基づいて評価し、企画提案者が3者を超えた場合は「一次審査」及び「二次審査」を実施するものとし、3者以下の場合は「二次審査のみ」実施するものとする。

二次審査においては、プロポーザル参加資格を認められた者から提出された企画提案書その他提出書類、プレゼンテーション及びヒアリングの内容から、合計得点が最も高い企画提案者を当該契約の相手方となるべき候補者(以下「受託候補者」という。)として特定する。

評価委員の平均合計点数が120点以上であることを合格水準とし、全ての提案が水準を満たさないと判断した場合は、受託候補者を特定しない場合がある。また、受託候補者の特定後、不測の事態が生じた場合は、次点の評価点を取得した者を受託候補者として特定する。

(2) 一次審査

ア 実施内容

企画提案者が3者を超えた場合、本実施要領「1.1 評価基準及び配点」に基づき書類による審査を実施する（一次審査における点数は二次審査に引き継がない）。ただし、企画提案者が3者以下の場合是一次審査を実施しない。

イ 一次審査評価基準

提出書類のうち一次審査結果における得点が高い者から順に、上位3者を二次審査の対象とする。この場合において、同点の者が2人以上あるときは、「(2) ドローンショー（構成・演出・デザイン等）の内容に対する評価」と「(3) 夜間の魅力向上イベントの内容に対する評価」の合計得点の高い順に選定する。

(3) 一次審査結果の通知

一次審査結果を、プロポーザル一次審査結果通知書（令和8年8月10日送付予定）により通知する。

(4) 二次審査

提出された企画提案書、プレゼンテーションの内容について、本実施要領「1.1 評価基準及び配点」における評価基準に基づいて評価し、最も高い評価を受けた企画提案を行った者を受託候補者として特定する。

(5) 二次審査評価基準

ア 最高得点の者が複数となった場合は「(2) ドローンショー（構成・演出・デザイン等）の内容に対する評価」と「(3) 夜間の魅力向上イベントの内容に対する評価」の合計得点の高い者を受託候補者として特定する。

イ 受託候補者が辞退を申し出た場合や失格事項に該当した場合は、次順位の提案者を受託候補者として特定する。

ウ 本プロポーザルに参加した事業者が1者であっても企画提案の評価を実施し、合格水準を満たしていると判断した場合は、受託候補者を特定することができる。

(6) 開催日時及び場所等

ア 実施内容 : 企画提案説明に20分、質疑応答に30分とする。

イ 開催日 : 令和8年8月19日（水）（予定）

ウ 開催場所 : 和歌山市一番丁3番地 わかやま歴史館3階会議室

※ただし、正式な日時等詳細については、後日通知する。

(7) プレゼンテーションの注意事項

ア プレゼンテーション及びヒアリングの順番は、企画提案書の受付順に実施する。

イ プレゼンテーションは、提出された企画提案書に基づいて実施する。（その他の機材の持ち込みは認めない。）

ウ 当日の選定委員への追加資料の配布は、一切認めない。

エ 1者5人までの参加とする。

オ 他者のプレゼンテーションを傍聴することは一切認めない。

(8) 評価結果の通知

評価結果については、プロポーザル評価結果通知書（令和8年8月21日（金）送付予定）により通知する。

1.1 評価基準及び配点

評価基準	配点
(1) 実施体制に対する評価（配点：20点/200点）	
① 同種・類似業務で十分な実績を有しているか。	10点
② 事業をより効果的に実施するための実施体制が構築できているか。	10点
(2) ドローンショー（構成・演出・デザイン等）の内容に対する評価（配点：50点/200点）	
① 使用するドローンの機体数。	20点
② 和歌山城及び和歌山城～光の回廊～の認知度向上や豊臣兄弟ゆかりの地（城）としての話題性を生かした工夫や提案がされているか。	15点
③ ファミリー層やインバウンドが楽しめるようなエンターテインメント性が提案されているか。	15点
(3) 夜間の魅力向上イベントの内容に対する評価（配点：40点/200点）	
① 和歌山城及び和歌山城～光の回廊～の認知度向上や豊臣兄弟ゆかりの地（城）としての話題性を生かした工夫や提案がされているか。	20点
② ファミリー層やインバウンドが楽しめるようなエンターテインメント性が提案されているか。	20点
(4) 和歌山城周辺の商業施設等との連携方法等に対する評価（配点：20点/200点）	
① 和歌山城周辺の商業施設等との連携構築等の方法は具体的で実現性があるか。	10点
② 和歌山城周辺の商業施設等との連携企画（和歌山城やその周辺での自主イベントを含む）は、ドローンショーや夜間の魅力向上イベントへの期待感の向上、ナイトタイムエコノミーの推進に繋がるような展開が考えられているか。	10点
(5) 収支計画等に対する評価（配点：70点/200点）	
① 収支計画は、最大限効果・効率的な計画が計上されているか。 ・事業を最大限効果・効率的に実施するための資金調達方法が提案されており、その方法に工夫や妥当性はあるか。 ・資金調達の過去の実績（規模・回数・金額等）は十分か。	10点
② 価格評価	60点
合 計	200点

- 「(1) 実施体制に対する評価」、「(2) ドローンショー（構成・演出・デザイン等）の内容に対する評価」のうち「②及び③」、「(3) 夜間の魅力向上イベントの内容に対する評価」、「(4) 和歌山城周辺の商業施設等との連携方法等に対する評価」、「(5) 収支計画等に対する評価」のうち「①」に対する評価視点及び点数

評価視点	評価点数		
特に優秀である	10点	15点	20点
優秀である	8点	12点	16点
満足できる	6点	9点	12点
一部物足りなさを感じる	2点	4点	6点
満足できない部分が多い	1点	2点	3点
全く満足できない	0点	0点	0点

- 「(2) ドローンショー（構成・演出・デザイン等）の内容に対する評価」のうち、「① 使用するドローンの機体数」における評価点数。

ドローンの機体数	評価点数
1000機以上	20点
900～999機	18点
800～899機	16点
700～799機	14点
600～699機	12点

- 「(5) 収支計画等に対する評価」のうち、「② 価格評価」における評価点数は次の計算式によるものとする。なお、評価点の小数点第2位以下は四捨五入する。

$$\text{評価点数} = \text{配点}(60\text{点}) \times (0.8 + (\text{見積限度額} - \text{提案見積額}) / \text{見積限度額})$$

ただし、提案見積額が80%を下回った場合は満点とする。

1.2 失格事項

本プロポーザルに参加した事業者又は提出された企画提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その事業者を失格とする。

- (1) 企画提案書の提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの
- (2) 企画提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- (3) 企画提案書の提出期限後に企画提案に係る書類に訂正を行ったもの
- (4) プレゼンテーションに出席しなかったもの
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (6) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行ったもの
- (7) 収支計画書に記載する和歌山市の支出額が、見積限度額（予定価格）を超過するもの

1 3 契約に関する事項

(1) 前払い制度

適用しない。

(2) 部分払い制度

適用しない。

(3) 契約保証金

契約金額の10分の1に相当する額以上の額が必要である。ただし、和歌山市契約規則（平成15年5月30日規則第83号）第5条各号に掲げる有価証券の納付等をもって代えることができる。また、同規則第34条各号に該当するときは、免除とする。

(4) 契約書作成の要否

必要である。

(5) プロポーザルは、受託候補者を特定するために実施するものであり、必ずしも提案内容に沿って契約するものではない。実際の業務の進め方などについては、特定された受託候補者と和歌山市との間で詳細を協議のうえ、予算額の範囲内で業務内容を決定し、契約を締結する。なお、協議段階において交渉が不調に終わったときは、次点の者と交渉する場合がある。

1 4 その他留意事項

(1) 提出期限以降における企画提案に係る書類の差替え及び再提出は認めない。

(2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。

(3) 提出書類は、返却しない。なお、選定された企画提案書等については、市民等への説明（公表）において必要があるときは、市は同意なく無償で使用できるものとする。

(4) プロポーザルの実施結果については、受託候補者名、受託候補者の見積提示額、事業者ごとの評価結果及び選定された企画提案書等を原則として公表する。提案者にあつては本実施要領に同意の上申請を行うものとする。

(5) 本事業の取組状況や成果については、和歌山市のホームページや広報誌等で公表する場合がある。

(6) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、事業者の負担とする。

(7) 受託候補者特定後、業務委託期間前であっても、本市から資料等の提出を依頼する場合がある。この場合に資料等の作成に要した費用等についても、(6)と同様とする。

(8) その他諸般の事情により本募集の中止が決定した場合、応募者の有無に関わらず、本募集業務の中止、選定業務の中止、その後の許可等を行わない場合等がある。その場合、準備に要した費用についても、(6)と同様とする。